

平成 17 年 2 月 25 日

各 位

東京都北区昭和町 2 丁目 1 番 1 1 号  
 株式会社 N a I T O  
 ( 登記社名 株式会社 内藤 )  
 取締役社長 鈴木 齊  
 (コード番号：7624 JQ上場)

第一回および第二回優先株式における配当金と転換価額修正等の基準日変更のお知らせ

当社は、決算月を 3 月から 2 月に変更し、営業年度を毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までと致しました。このことに伴い、本日開催の取締役会にて当社発行済優先株式の配当金の基準日変更及び同株式の転換価額修正の基準日変更等の変更決議を下記のとおり行いましたのでお知らせいたします。

なお、下記の変更条項欄の要領 1・要領 2 とは平成 16 年 3 月 10 日付にて開示の「第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」に参考資料として添付した「株式会社内藤優先株式の発行要項」の 1.第一回優先株式発行要領・2.第二回優先株式発行要領を指します。

また、同開示に添付した「DES 優先株式発行概要」における変更についても、下記変更内容に準じます。

記

1.変更内容

( 下線部が変更箇所です。 )

変更条項	変更前	変更後
要領 1 (12)(イ)	<p>(イ) 優先配当金の額            1 株あたりの優先配当金 ( 以下「第一回優先配当金」という。 ) の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。初年度における第一回優先配当金は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数 ( 初日及び最終日を含む。 ) で日割計算した額とする。第一回優先配当金は、円位未満少数第 1 位まで算出し、その少数第 1 位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第一回優先配当金が、1 件につき 1 , 0 0 0 円を超える場合は 1 , 0 0 0 円とする。</p> <p>第一回優先配当金 = 1 0 , 0 0 0 円 × ( 日本円 TIBOR + 1.0 0 0 % )</p> <p>「日本円 TIBOR」とは、平成 1 6 年 3 月 2 6 日または平成 1 7 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日 ( 以下「第一回優先配当算出基準</p>	<p>(イ) 優先配当金の額            1 株あたりの優先配当金 ( 以下「第一回優先配当金」という。 ) の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。初年度における第一回優先配当金は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数 ( 初日及び最終日を含む。 ) で日割計算した額とする。第一回優先配当金は、円位未満少数第 1 位まで算出し、その少数第 1 位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第一回優先配当金が、1 件につき 1 , 0 0 0 円を超える場合は 1 , 0 0 0 円とする。</p> <p>第一回優先配当金 = 1 0 , 0 0 0 円 × ( 日本円 TIBOR + 1.0 0 0 % )</p> <p>「日本円 TIBOR」とは、平成 1 6 年 3 月 2 6 日または平成 1 7 年 3 月 1 日以降の毎年 3 月 1 日 ( 以下「第一回優先配当算出基準</p>

変更条項	変更前	変更後
	<p>日」という。)午前11時現在における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の第一回優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。ただし、第一回優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第一回優先配当計算算出基準日とする。</p> <p>第一回優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。</p> <p>日本円TIBORまたはこれに代えて用いる数値は、%未満少数第4位まで算出し、その少数第4位を四捨五入する。</p>	<p>日」という。)午前11時現在における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の第一回優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。ただし、第一回優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第一回優先配当計算算出基準日とする。</p> <p>第一回優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。</p> <p>日本円TIBORまたはこれに代えて用いる数値は、%未満少数第4位まで算出し、その少数第4位を四捨五入する。</p>
<p>要領 1 (17)(ロ) (b)</p>	<p>(b) 転換価額の修正        転換価格は、平成22年4月1日以降、毎年4月1日(以下、それぞれ「転換価格修正日」という。)に、各転換価格修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の日本証券業協会が公表する当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日を除く。)に修正される(修正後転換価額は円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。ただし、下記(c)により調整される。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また、修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。ただし、下記(c)により調整される。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。</p>	<p>(b) 転換価額の修正        転換価格は、平成22年3月1日以降、毎年3月1日(以下、それぞれ「転換価格修正日」という。)に、各転換価格修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の日本証券業協会が公表する当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日を除く。)に修正される(修正後転換価額は円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。ただし、下記(c)により調整される。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また、修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。ただし、下記(c)により調整される。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。</p>

変更条項	変更前	変更後
要領 1 (17)(ト)	<p>(ト) 転換後第 1 回目の配当            第一回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときには 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>	<p>(ト) 転換後第 1 回目の配当            第一回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求が 3 月 1 日から 8 月 31 日までになされたときには 3 月 1 日に、9 月 1 日から翌年 2 月末日までになされたときは 9 月 1 日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>
要領 2 (12)(イ)	<p>(イ) 優先配当金の額            1 株あたりの優先配当金（以下「第二回優先配当金」という。）の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。初年度における第二回優先配当金は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割計算した額とする。第二回優先配当金は、円位未満少数第 1 位まで算出し、その少数第 1 位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第二回優先配当金が、1 件につき 1,000 円を超える場合は 1,000 円とする。</p> <p>第二回優先配当金 = 10,000 円 × (日本円 TIBOR + 1.500%)</p> <p>「日本円 TIBOR」とは、平成 16 年 3 月 26 日または平成 17 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日（以下「第二回優先配当算出基準日」という。）午前 11 時現在における日本円 1 年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の第二回優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。ただし、第二回優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第二回優先配当計算算出基準日とする。</p> <p>第二回優先配当算出基準日に日本円 TIBOR が公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR 1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円 TIBOR に代えて用いるものとする。</p> <p>日本円 TIBOR またはこれに代えて用いる数値は、% 未満少数第 4 位まで算出し、その少数第 4 位を四捨五入する。</p>	<p>(イ) 優先配当金の額            1 株あたりの優先配当金（以下「第二回優先配当金」という。）の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。初年度における第二回優先配当金は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割計算した額とする。第二回優先配当金は、円位未満少数第 1 位まで算出し、その少数第 1 位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第二回優先配当金が、1 件につき 1,000 円を超える場合は 1,000 円とする。</p> <p>第二回優先配当金 = 10,000 円 × (日本円 TIBOR + 1.500%)</p> <p>「日本円 TIBOR」とは、平成 16 年 3 月 26 日または平成 17 年 3 月 1 日以降の毎年 3 月 1 日（以下「第二回優先配当算出基準日」という。）午前 11 時現在における日本円 1 年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の第二回優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。ただし、第二回優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第二回優先配当計算算出基準日とする。</p> <p>第二回優先配当算出基準日に日本円 TIBOR が公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR 1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円 TIBOR に代えて用いるものとする。</p> <p>日本円 TIBOR またはこれに代えて用いる数値は、% 未満少数第 4 位まで算出し、その少数第 4 位を四捨五入する。</p>

変更条項	変更前	変更後
要領 2 (17)(ロ) (b)	<p>(b) 転換価額の修正</p> <p>転換価格は、平成24年4月1日以降、毎年4月1日(以下、それぞれ「転換価格修正日」という。)に、各転換価格修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の日本証券業協会が公表する当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日を除く。)に修正される(修正後転換価額は円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。ただし、下記(c)により調整される。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また、修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。ただし、下記(c)により調整される。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。</p>	<p>(b) 転換価額の修正</p> <p>転換価格は、平成24年3月1日以降、毎年3月1日(以下、それぞれ「転換価格修正日」という。)に、各転換価格修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の日本証券業協会が公表する当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日を除く。)に修正される(修正後転換価額は円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。ただし、下記(c)により調整される。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また、修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。ただし、下記(c)により調整される。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。</p>
要領 2 (17)(ト)	<p>(ト) 転換後第1回目の配当</p> <p>第二回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>	<p>(ト) 転換後第1回目の配当</p> <p>第二回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求が3月1日から8月31日までになされたときには3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときは9月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>

以上

【連絡先】 取締役経営企画部長 五島 孝之  
電話 03-3800-8614